

刑 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1～2ページにあります。

刑 法

下記の文章を読んで、X、Yの罪責について論じなさい（自動車運転死傷行為処罰法以外の特別法違反の点を除く）。

令和5年4月2日午後11時頃、普通乗用車を運転していたXは、自車の前をAが歩行していたのでクラクションを鳴らし、道路脇に移動して立ち止まったAを追い抜いた。それに腹を立てたAは、Xの車両（以下「X車」という。）を追いかけ、X車が100メートルほど先のJ交差点で信号待ちのため停止した頃、X車に追いついた。AはX車に向かって大声で「殺すぞ、降りてこい」などと怒鳴りながらX車の運転席側窓ガラスを何度も手拳で殴打したり、運転席ドアノブを引張ったり、運転席ドアを蹴ったりするなどし、Xもそうした事実を認識していた。

XはAに関わると面倒だと思い、車を急発進させ、さらに加速して一旦Aを引き離れたが、このままでは再度Aが自車に追いつくかもしれないと焦りながらK交差点に進入した。Xは、Aが少なくともK交差点の手前まではX車のドアノブ付近をつかんで併走していたことを認識しており、執拗に追いかけてくるAに恐怖を感じ、必死に逃げようとしていた。

その後、X車の加速についていけなくなったAは、K交差点から10mほど進行したところで、X車の右側路上に転倒し、その際の頭部打撲に基づく脳クモ膜下出血により死亡した。ただ、Xは逃げることに必死で、Aがそのような状況になっていることには全く気付かなかった。また、Xが車を急発進、加速することなく、ゆっくりと走行するだけでも、Aからの攻撃が相当困難になることは明白であった。

Xは、かなりの恐怖を感じて必死に逃げていることから、K交差点から更に300mほど進行したところで、Yが運転していた車（以下「Y車」という。）の存在に気付かず、午後11時10分頃、そのままY車の後部にX車を時速60kmで衝突させてしまった。Y車にはYの他、Y車のトランク（車の後部にある荷物入れ）にYの実子B（3歳男児）が乗っており、Bは衝突の際、全身打撲の傷害を負って、間もなく同傷害により死亡した。

Xが前方をしっかりと確認していればY車の存在に気付くことは可能であり、また衝突を回避することも容易であった。また、Bの母親であるYは当時かなりの育児ストレスを抱えており、同日もBがあまりに泣くので、Bがいなくなれば楽になれると思って、Bを山中の奥深くに埋めて殺害してしまおうとして、Bの口にガムテープを貼って手足を縛り、Y車のトランクに閉じ込めて、車を運転していたが、30分ほど運転したところで、段々と冷静になり、殺害をやめようと路上にY車を停めた直後に、X車

に衝突されたことが後に明らかになっている。

以 上